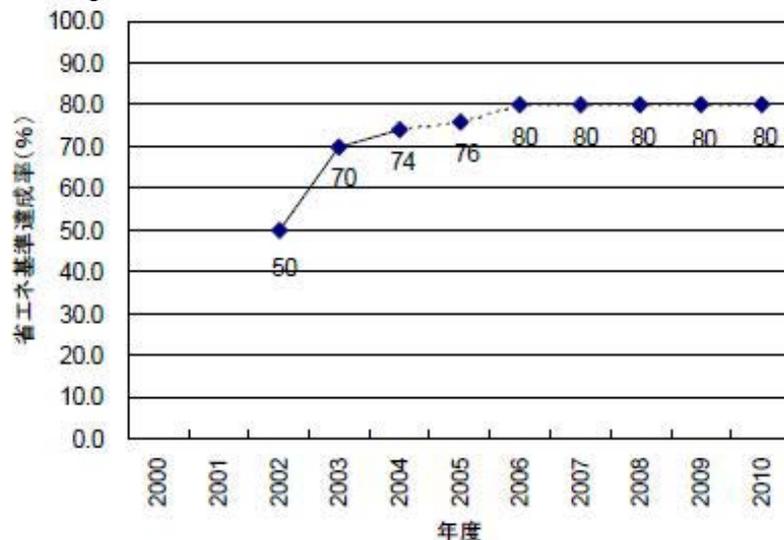


〔中央環境審議会 第38回地球環境部会
産業構造審議会 第32回地球環境小委員会
合同会合(第1回) 配布資料2 抜粋〕

1. 建築物の省エネ化の状況

- 建築物の省エネ性能について、新築建築物(2,000 m²以上)では平成11年基準を満たす比率が2004年度時点で7割を超えている。(京都議定書目標達成計画では、新築建築物での省エネ基準達成率を、2010年度に80%とすることが目標とされている。)
- ただし、新築建築物の床面積は全体の3%(建築物全体1,742百万m²のうち新築建築物52百万m²)にすぎず、既存建築物への対策が重要。

新築建築物(2,000m²以上)の省エネ基準(平成11年基準)達成率



出典: 京都議定書目標達成計画の進捗状況

床面積の新築建築物と既存建築物

新築建築物	52百万m ²
既存建築物	1,690百万m ²
建築物全体	1,742百万m ²

2004年度における全業務用建築物の床面積。
出典: 建築着工統計調査、エネルギー・経済統計要覧(エネルギー・経済研究所編)

建築物の省エネ基準とは

建築物については、省エネ法により以下の項目ごとに、建築主等の判断基準が示されており、最新の基準は平成11年に定められ、平成18年に改正されている。

[暖房・冷房にかかるもの]

- ・外壁、窓等を通しての熱の損失の防止
- ・空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用
- ・空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用

[給湯にかかるもの]

- ・給湯設備に係るエネルギーの効率的利用

[照明・家電等にかかるもの]

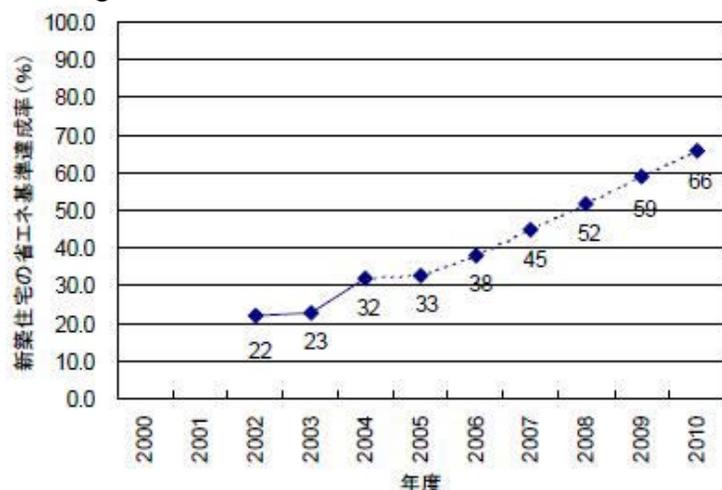
- ・照明設備にかかるエネルギーの効率的利用
- ・昇降機にかかるエネルギーの効率的利用

	従来型	S55基準	H5基準	H11基準
単位面積当たりのエネルギー消費量(原油換算kl/m ²)	0.027	0.024	0.023	0.019

2. 住宅の省エネ化の状況

- 現在、省エネ法に基づき、床面積2,000 m²以上の新築住宅について省エネ措置の提出義務が課されている。
- 住宅の省エネ性能について、新築住宅(2,000 m²以上)では平成11年基準を満たす比率が2004年度時点で3割を超えている。(京都議定書目標達成計画では、新築住宅での省エネ基準達成率を、2008年度に50%とすることが目標とされている。)
- ただし、新築住宅の床面積は全体の2%(住宅全体4,515百万m²のうち新築住宅107百万m²)にすぎず、既存住宅への対策が重要。

新築住宅(2,000m²以上)の省エネ基準(平成11年基準)達成率



出典: 京都議定書目標達成計画の進捗状況

新築住宅と既存住宅の床面積

新築住宅	107百万m ²
既存住宅	4,408百万m ²
住宅全体	4,515百万m ²

2005年度における全住宅の床面積。

出典: 建築着工統計調査、国勢調査

住宅の省エネ基準とは

住宅については、省エネ法により以下の項目ごとに、建築主等の判断基準が示されており、最新の基準は平成11年に定められ、平成18年に改正されている。(うち、戸建住宅が対象となるのは のみ。)

[暖房・冷房にかかるもの]

- ・外壁、窓等を通しての熱の損失の防止
- ・空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用
- ・空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用

[給湯にかかるもの]

- ・給湯設備に係るエネルギーの効率的利用

[照明・家電等にかかるもの]

- ・照明設備にかかるエネルギーの効率的利用
- ・昇降機にかかるエネルギーの効率的利用

	従来型	S55基準	H5基準	H11基準
戸当たりのエネルギー消費量(原油換算kl/戸)	0.55	0.42	0.32	0.22